

## 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 3 月 10 日

「(案件名)インド国スタートアップ・イノベーションエコシステム及び日印連携強化策に係る情報収集・確認調査」  
(公示日:2021 年 2 月 24 日/公示番号:20a01146)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目  | 質問  | 回答   |
|-----|--|---|--|
| 1   | 第3章 特記仕様書案<br>第4条 調査実施の留意事項<br>(1)調査対象地域       | 調査対象地域にテランガナ州ではない、インド国首都デリーが含まれております。<br>本件は、現地調査の際、インド国政府(商工省産業国内取引促進局などの想定)に対してヒアリングする可能性があるため、首都デリーを含めているという理解で正しいでしょうか。           | ご理解の通りです。  |
| 2   | 第3章特記仕様書案<br>第4条調査実施の留意事項<br>(8)関係機関とのアポイントメント | 「必要なアポイントメントの取り付けは、原則として業務委託先が行うことを前提とする。」と記載がございます。<br>アポイントは業務委託先で行いますが、テランガナ州政府や商工省産業国内取引促進局などの政府関係者は、貴機構からご紹介いただけるという理解で正しいでしょうか。 | ご理解の通りです。  |
| 3   | 第4章 業務実施上の条件<br>(1)業務工程                        | 現地調査やテランガナ州政府との提案等でインド国へ訪問する場合、貴機構の担当者もインド国へ同行する理解で正しいでしょうか。  | 弊機構の担当者が毎回インド渡航に同行することはありませんが、調査のキックオフや調査報告会等、必要に応じて、弊機構からも出張もしくはオンラインで参加致します。 |

|   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 4 | 第4章 業務実施上の条件<br>(2)業務量目途と業務従事者構成案   | 貴機構は、どのような体制(本件の担当者の人数等)でしょうか。  | 担当者1名、監督職員1名が基本的な体制となります。  |
| 5 | 第1章 企画競争の手続き<br>7 プロポーザル等の提出<br>(6)見積書  | 通番号2で貴機構の担当者がインド国へ同行する場合、貴機構の担当者分の旅費等も今回提出する見積書に含めないという理解で正しいでしょうか。(念のためのご確認です。)  | 弊機構の担当者の出張旅費は見積書に含める必要はありません。  |
| 6 | 第1章 企画競争の手続き<br>7 プロポーザル等の提出<br>(4)提出書類:<br>1)プロポーザル・見積書<br>2)プレゼンテーション実施に必要な資料 | 貴機構の指定された様式以外について、提出するプロポーザル・見積書およびプレゼンテーション実施に必要な資料は、パワーポイント形式(提出はPDF)のA4横の形式でよろしいでしょうか。<br>また、画面比率の(「4:3」、「16:9」)指定はございますか。 | 企画競争説明書に記載のとおり、プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分にご確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。<br>(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/nnounce/annual/uideline/consultant/proposal_201211.html">https://www.jica.go.jp/nnounce/annual/uideline/consultant/proposal_201211.html</a> )<br>また、見積書の作成にあたっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)をご参照ください。<br>URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a> )<br>プレゼンテーションの様式は、企画競争説明書には指定はありません。 |
| 7 | 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項<br>3 プレゼンテーションの実施   | プレゼンテーション実施は、プロジェクター投影ではなく、紙印刷による書面実施でよろしいでしょうか。  | 企画競争説明書に記載のとおり、「実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出」頂き、その内容に沿ってご説明頂きます。なお、オンライン(teams)での実施を想定し、プレゼンテーションは画面共有をしないで実施します。   |

|    |   |   |  |
|----|---|---|--|
| 8  | 第1章 企画競争の手続き                              | 貴機構の本プロジェクトにおける責任者と業務統括者の役職とお名前をご教示ください。  | 南アジア部南アジア第一課の課長と担当者が担当致します。  |
| 9  | 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項<br>1 プロポーザルに記載されるべき事項 | 「1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。」とございますが、それ以外の項目を含め、プロポーザルおよびプレゼンテーション実施に必要な資料はどの程度の分量を想定していますでしょうか。  | それ以外の項目の分量は「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に記載に従ってください。プレゼンテーションは10分です。その時間内で行える分量でお願いします。   |
| 10 | 第3章 特記仕様書案<br>第4条 調査実施の留意事項<br>(7)パイロット事業 | パイロット事業を行う際の進捗管理等のコストについては、今回の見積もりに含める理解でよろしいでしょうか。スタートアップ側の実証実験やデューデリジェンス等、関係者側でかかる費用は関係者個々に負担という前提でよろしいでしょうか。   | いずれの点もご理解の通りです。<br>委託業務の遂行に必要な費用は見積もりに含めてください。<br>日本のスタートアップ等が行う実証実験やデューデリジェンス等の費用は各社負担となります。  |
| 11 | 第3章 特記仕様書案<br>第3条 調査の目的と範囲<br>(1)調査の目的    | 今回の事業における提出物は何らかの形で公開が予定されているものになりますでしょうか。公開される際に、委託事業者名やロゴ等は公開資料に掲載されるものでしょうか(社名・ロゴ等の掲載が必要な場合は共同企業体各社の所定の社内手続きが必要なため伺っております。)<br>成果物の公開にあたり、委託事業者名を掲載しないという整理が可能かも併せてお伺いしたく存じます。 | 最終報告書は公開され、委託事業者名は共同企業体含め、全て公開されます。<br>「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」もご確認ください。<br><a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf</a> |
| 12 | P16<br>第4条(1)調査対象地域                       | 本件調査での主な活動地域はテランガナ州(ハイデラバード中心)と認識しておりますが、調査対象地域には「デリー、ハイデラバード   | ご理解の通り、ハイデラバードが中心の想定ですが、それ以外では、デリーにおいて、商工省等の中央省庁への説明・意見交換等を想定しています。また、日  |

|    |   |  |   |
|----|---|--|---|
|    |   | 等」と明記されております。ハイデラバード以外の地域における活動の想定につきご教示頂けますでしょうか(例 商工省等の中央省庁への説明・意見交換、プロモーションセミナーの実施)。                | 本においては、企業へのヒアリングやプロモーション活動、セミナーの実施等が想定されます。   |
| 13 | P20<br>(1)調査内容① スタートアップ・イノベーションエコシステムを活用した日印連携強化策の検討、試行 | 人件費等、本活動に関するテランガナ州政府側の経費については、貴機構で負担されることを想定されているでしょうか。貴機構で負担される想定の場合、その内容及び見積に含めるべき否かにつきご教示頂けますでしょうか。 | (コロナ禍ではやや想定しづらいですが)例えば日印連携強化策の一環として、テランガナ州政府高官を日本に招聘し、日本企業向けセミナーを行う等のご提案がある場合は、その旅費等の経費を本調査の見積もりに含めてください。州政府の人材にかかる人件費等は見積もりに含める必要はございません。  |
| 14 | P20<br>(1)調査内容① スタートアップ・イノベーションエコシステムを活用した日印連携強化策の検討、試行 | 「(ロ)各種サービスの試行」に係る経費については別見積としつつ、契約後に調整するものと理解しておりますが、その認識で宜しいでしょうか。                                    | 別見積ではなく本見積に計上ください。別見積の項目はp.4(6)見積書の項目をご参照ください。<br>以下、抜粋いたします。<br>-----<br>2)以下の費目については、別見積りとしてください。<br>a)旅費(航空賃)<br>b)旅費(その他:戦争特約保険料)<br>c)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの<br>d)直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの |
| 15 | P20<br>(1)調査内容②の(イ)政府による市場補完                            | 公共データの利活用に関する交渉は、貴機構が主体でご対応いただくことと理解して宜しいでしょうか。  | ご理解の通りです。公共データ活用に取り組みされる場合には、データ利用の可否に係る交渉は幣機構にて実施します。そのほかのご提案については、内容にもより、幣機構が主として調整するか、調査団にお願いをするか相談させていただきます。  |

|    |                                  |  |   |
|----|----------------------------------|--|---|
| 16 | P20<br>(1)調査内容②の(イ)政府による<br>市場補完 | テランガナ政府によるスタートアップ向けファイナンスの検討に関する「資金の流れ」の範囲ですが、債務者への融資後の資金使途は対象に入っていないという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。ただし、テランガナ州政府によるモニタリングや債務管理の在り方等については、調査の対象範囲となります。 |
|----|----------------------------------|--|---|

以上